

明治時代の本願寺菟覽会について

和田 秀 寿

はじめに

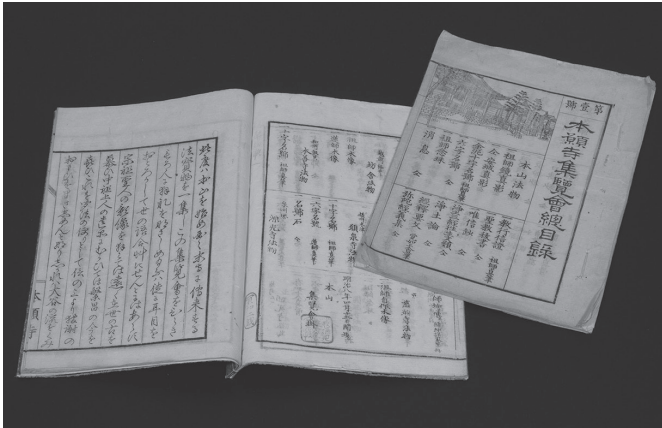
本題の「菟覽会」とは、今で言えば普及や研究などのために、ある種のモノや資料を広く集め、一般に公開するという意味を持ち、博物館で言えば「特別展覧会」の内容が示唆される。即ち、本願寺菟覽会は浄土真宗に関連した法宝物類を広範囲に集めた特別展であり、その内容は近年の「西本願寺展」（東京国立博物館、二〇〇四年）や「本願寺展」（九州国立博物館他全国六会場巡回、二〇〇七年）等が相当するであろう。本願寺菟覽会は、西本願寺はもとより全国の真宗寺院や門徒に保管されていた法宝物を、明治八年（一八七五）から明治四十三年（一九一〇）まで既往五回にわたって西本願寺境内の書院において展観された。しかし、その全体像を、詳細に検証しながらまとめあげた先行研究は、管見に触れる限りない。ただ、『明治期府県博覧会出品目録』^①で博覧会の一つとして、一時期の西本願寺菟覽会の出陳目録が列記されたり、寺史や宗主の事績を記した文献^③の中で触れられている程度である。

また、日本で博覧会と名の付く最初の展示が、明治四年（一八七一）西本願寺書院において「京都博覧会」と称して開催された。以後も京都博覧会として明治五、七年と展示形態を変えながら展示空間として書院が利用された。明治維新以後、富国強兵や文明開化を達成し、近代化を進める上で一つの大きな役割を担ってきた国の博覧会事業を、西本願寺は地元京都で目の当たりにした。そして、西本願寺は京都博覧会への協力のみに終わることなく、江戸時代から受け伝えられた歴代宗主の遺徳を偲ぶ「法宝物拝観」と近代博覧会の内容を融合し、独自の見せ伝える伝道Ⅱ菟覽（展覧）を作り上げたと考える。

本論では、この本願寺蒐覧会の全体像を把握し検証することで、明治時代における西本願寺の伝道活動の一端や法宝物の調査、さらに博物館学、文化財保護への関わりといった内容がより鮮明に見えてくるのではないかと考える。

一 明治八・九年の蒐覧会

(一) 蒐覧会の概要



図版1 『本願寺集覧会総目録』(明治8年)

告示した。そして、同年三月十三日、西本願寺執事副総監を歴任した中山拱観を開設主任に命じ、四月十五日～五月十四日までの三十日間、第一回「本願寺蒐(集)覧会」と称して西本願寺と地方真宗寺院所蔵の法宝物を一堂に会し展観した。展観の趣意書には「此度ハ本山を始め、国々末寺に伝来する法宝物を一集し、この集覧会をひらき、もろ人に拝礼をなさしめ給ふハ、徒に耳目をおとろかして世の語合艸にせんとにはあらず、宗祖聖人の影像ヲ拝みては遠く在世の古を慕ひ、中祖上人の遺品にむかひては繁昌の今を喜び、これを聞法の便りとして信の上より報謝のおもひをまさしめんとなり、しかれハ大谷の流をくみ、此勝縁に値奉る輩、いよく教義を相守り仏法世法につけ障りなからん事を希ふのみ」と開催理由を記している。

『本願寺集覧会総目録』によると(図版1)、出陳された法宝物は親鸞聖人と蓮如上人の遺徳を偲ぶ法宝物で、西本願寺から四十五件、その他北は岩手から南は佐賀まで一五六カ寺の寺院から六九一件もの法宝物が集められた。この時期、新橋と横浜間の鉄道が開業し、大阪と神戸間の仮開業が始まった頃で、まだ全国の鉄道網が整備されていない頃、法宝物を京都まで搬入する手段は、手持ちや籠、荷台に法宝物を安置し人力によるしかなかった。また、この展覧会の準備委員会開設から展覧まで約一ヵ月という短期で実施された。この状況をみれば、この展覧会を機縁と

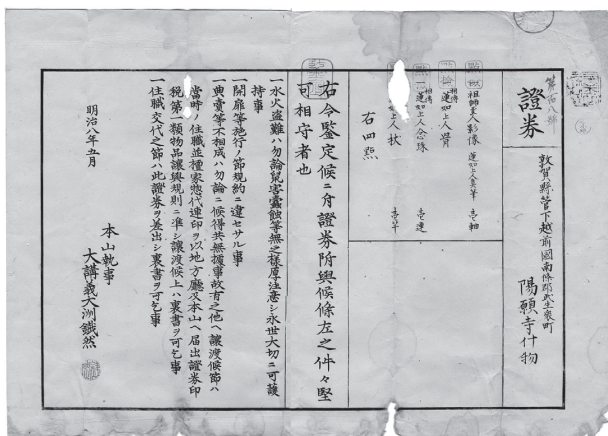
してみ教えを広め、信仰の証を伝え残そうとする西本願寺や関係寺院、そして門信徒の展覧に向けた強い思いが伝わってくる。

この展覧で多くの人々の注目を集めたのが、明治天皇から拝領した「銀製孔雀置物」であった。「奥日次抄」⁴には「御所より拝領に相成候、銀細工孔雀御置物此度御登し被遊候、早速覧覧会へ御出し、諸人へ拝見仰付られ候由、御表より申参り候」と記され、明如宗主の命により会期中の四月二十三日より特別に出陳されることとなった。この銀製孔雀置物は維新の功勞として賞され、明治五年七月二十四日に拝領した品で、東本願寺には「金龍置物」、興正寺には「唐物小屏」⁵が下賜されている。

明治八年の西本願寺覧覧会の開催期間には、京都で第四回京都博覧会（三月一日～六月八日）も開催され、奈良では東大寺大仏殿東西回廊を会場とした第一回奈良博覧会（四月一日～六月十九日）も併行して開催されていた。明如宗主は明治八年五月三十日に京都博覧会を、六月十八日には奈良博覧会を視察した記録が「奥日次抄」に残っている。また、同抄には、この覧覧会と同時に東本願寺でも展覧会が開催されたことが記されている。

この西本願寺で初めて開催された覧覧会は、近年の展覧会で言う平成十五年（二〇〇三）御影堂平成大修復事業記念「西本願寺展」、平成十九年（二〇〇七）親鸞聖人七五〇回大遠忌法要記念「本願寺展 親鸞と仏教伝来の道」、平成二十年（二〇〇八）親鸞聖人七五〇回大遠忌法要記念「本願寺展」などに匹敵する展覧内容で、出陳件数を見れば、覧覧会の方が二倍近い数値である。まさに、この西本願寺覧覧会は西本願寺に関連した展覧会の嚆矢であり、かつ大規模な展覧であったと考えられる。さらに、展覧会会場を寺域以外に設けるのではなく、寺内の書院において、各部屋をテーマ毎に法宝物を配置し、順路、造作、警備を伴った展示空間を作り上げたことが十分想像できる。また、出陳する法宝物も西本願寺を中心に、門末門信徒の協力を得て集めたことは特記すべきことである。

ところで、江戸時代において寺院では、門徒に結縁の機会を与えるため、さらに寺院側では建造物修復等の費用捻出をするため数多くの「出開帳」や「居開帳」が開かれた。「開帳」とは少し意味合いが異なるが、西本願寺においても寂如宗主の頃、貞享三年（一六八六）良如上人二十五回忌法要に伴い「御宝物拝見」が集会所で行われている⁶。西本願寺の法宝物が門徒等に公開された初見ではないかと思われる。その後も正徳元年（一七一）宗祖四五〇回大遠忌法要、延享五年（一七四八）蓮如上人二五〇回忌法要、宝暦十年（一七六一）宗祖五〇〇回大遠忌法要と宗主の遺徳を偲び、機縁を持ったため、「御宝物拝見」が行われた。これらの法宝物披露はすべて西本願寺所蔵の法宝物で展覧された。これら



図版2 陽願寺に保管されている明治8年の「証券」



図版3 「正信偈文」(法光寺蔵)の軸上巻に貼付された2種類の紙本ラベル
罫線なしの紙本ラベルが明治8年の点検証、
罫線ありが明治23年の点検証

のことを踏まえれば、明治八年の蒐覧会は、人に伝え見せる展示手法が江戸時代から連綿と培われ、明治時代初期に至って、西本願寺の法宝物のみでなく、全国の寺院や門信徒まで広げ蒐集した発展型展観と捉えることができる。さらに言葉を換えれば、ある意味で西本願寺は、伝道活動を主目的にした法宝物を集め見せる総合プロデューサーとも言えそうである。

(二) 点検証と鑑定証の交付

この蒐覧会では、法宝物を預り展示するのみでなく、鑑定証(「証券」縦三十四cm×横四十八cm、図版2)や点検証(紙本ラベル、縦七cm×横五cm他、図版3)を交付するといった独自の手法が採用された。鑑定証には法宝物の管理規定として、

一、水害や火災、そして盗難、さらに鼠や虫による被害に嚴重に注意し永年護つていく事

一、法宝物を保管している収蔵庫を開ける時には所定の規約に準ずる事

一、法宝物の転売は禁止し、やむを得ない理由で法宝物を譲渡する場合は、住職と檀家総代の連印を、所轄の庁と西本願寺に届出、証券印税第一類物品譲渡規則に準じ譲渡し、証書を西本願寺に示し裏書にその内容の記載を西本願寺に求める事

一、住職を交代する時には、証券を西本願寺に差し出し、裏書きを求める事

が列記されている。

点検証（紙本ラベル）は、各法宝物に貼付けられたと考えられる。例えば京都市法光寺は明治八年の蒐覧会に「正信偈ノ文 蓮如上人直筆」、「蓮師文章」、「六字名号 実如上人筆」三点を出陳した。その内、「正信偈ノ文 蓮如上人直筆」の軸上巻には、墨書で「正信偈文中祖上人御筆 蒐覧会検査済二軸明治十三年十月下浣合二軸重装」と記され、現有の軸は明治八年の蒐覧会に元二軸あった「正信偈文」を別々に出陳し、明治十三年十月に二軸を重装し一つの軸に新調されたものと考えられる。そして、同軸上巻には、表記の異なる紙本ラベルが二枚貼付されている（図版3）。この紙本ラベルの一枚が明治八年の点検証のラベルと考えられる。

二 明治二十三年の蒐覧会

（一）第三回西本願寺蒐覧会の開催前夜

明治二十二年（一八八九）五月五日の『奇日新報』第一〇六二号に、「京都各本山に秘蔵する古器物を蒐集して一つの博物館を新設し、共済学校の永続資金を助け、また、仏教大学の設立を補助せんとする計画あり」という記事が掲載されている。また、同月二十四日の『明教新誌』第二五四号には「寺院宝物展覧会を設くべし」と題して論説されている。これらの内容は、国による全国の宝物取調によって美術品の散逸を防ぎ、寺院の宝物展示会を開催することが「宝物保存の費用に充て其余を以て布教費なり興学費なりはた寺院の修復なりに差向けなば其事業の簡略にして宿弊を杜絶し日本の美術を保護するのみに止らず実は一挙数徳の良策たらん」という。これらの記事から、この調査が各社寺に文化

財の重要性を少なからず意識させた。そして、今後それら宝物を保護、保管していくための現実的な問題に各社寺が直面していることも窺える。このような情勢の中、西本願寺は明治二十二年十二月二日に大洲鉄然執行長が「去明治八年本山に於て菟覽会開設後は未だ御開設無之候に付、門末に於て頗る遺憾に存居候者も、不尠候間、来二十三年四五月の候を□し、本山御所蔵の宝物並に門末所蔵の菟覽会御開設相成候様仕度」との菟覽会開催の趣意を開申した。⁷⁾そして、その開申を受け二日後の四日付で堅田廣吼（兼奉事局注記）、服部來淨（兼内事局注記）、清基秀全（庶務科注記）、浅田順證（財務科注記）、明治二十三年一月七日付で岸大悟（兼内局注記）二月七日付で加藤正廓（教科科注記）が菟覽会委員に命ぜられた。さらに菟覽会委員長に水原慈音（二月二十日付）、末寺法宝物鑑定係に水原慈音と今小路澤悟（二月二十日付）が任命された。菟覽会の仮事務所は当黒書院広敷にあてられ、開催に向けての準備が着々と進められていった。明治二十三年の菟覽会の開催告知は『本山月報』第一号に掲載され、本年四月一日から三十日間書院にて、西本願寺の法宝物の拝観と地方真宗寺院の法宝物を合わせて展示する旨が告げられた。そして、『本山月報』同年三月六日発行の号外において、その詳細が報告された。同報告には、明治八年に実施された菟覽会において上京して参拝できなかった者が「追慕の情深く遺憾に堪へざるもの不尠趣」のために、「往昔御化導の程を追想して篤く聞法の因縁を結び益す報謝の経営を抽でらるべくとの御趣意」で開催に至ったことが告げられている。また、地方の真宗寺院からの法宝物出品の心得や拝観人の心得も列記されている。出品人心得の中には、展示会場にて法宝物の縁起などの解説を禁止することも記されている。なお、絵解については、明治十三年六月二十二日付達書第十九号において「絵解の儀、絵解と称し説教を行い、絵伝を掛けて絵相を解く行為は寺室上不適切である」と執綱日野澤依名で通達されている。

ところで、この菟覽会に出品するためには、事前に西本願寺から付与された鑑定証が必要であった。明治八年、九年に付与された鑑定証があれば出品は可能であったが、京都に上京するための費用は自費精算であった。もし鑑定証がなく出品を希望するのであれば、鑑定証授与のための法宝物点検費として、冥加金一円を必要とした。明治二十三年の大工の手間賃が約五十銭であった時代、一円はかなり高額であったと思われる。

(二) 西本願寺菟覽会の開催

菟覽会は明治二十三年四月一日より三十日間（後日一週間延長の五月七日まで）書院と飛雲閣において実施された。

書院への拝観には、所定の場所にて無料の拝観券を受取り入場できた。そして、特に飛雲閣では特別縦覧が許可され、入場するには縦覧券が必要で、諸講中などから特別に授与された者に限定された。社寺の維持管理費を捻出するため、法宝物を公開する時に拝観料を徴収するケースがみられる中で、この菟覽会が拝観料無料であったことは注視すべきであろう。

この菟覽会が開催された時期、京都市内では多くの法宝物展が開催され、東本願寺の菟覽会（四月八日～五月七日）の他、東福寺縦覧会（四月五日～五月四日）、天龍寺宝物展（四月一日～三十日）、相国寺各宗協同縦覧会（四月十六日～五月十六日）、大徳寺縦覧会（四月二十日～五月三十一日）、南禅寺宝物展（五月一日～三十一日）が行われた。

明治二十三年四月六日の『明教新誌』の「京都通信」には、旧境内各町の軒先には「菟覽」と記された紅提灯を掛け、各所には「大ホラフ」(旗)が翻っていたと記され、少なからず会期中の周辺の雰囲気伝わってきそうである。また、『日出新聞』明治二十三年四月三日二面の記事には「宝物の注意」と題して、詐欺が横行し下京警察署は毎日非番巡査二十名ずつ特別配備し、和服を着て雑多な場所に出張し注意を呼びかけた。さらに、近來寺院の法宝物を盗む盗賊も横行し、盗んだ法宝物を金品に替える場合が多く「其宝物が全く世界に消滅するは実に惜しむべきの至りなり」と記し、今後各法宝物展は臨時の巡査を増員し、警備すべきであると述べている。

(三) 書院や飛雲閣に展示された法宝物と拝観者

白書院紫明の間には西本願寺蔵の法宝物として、「祖師御真蹟六字尊号」、「鏡御影」をはじめ二十五点、そして対面所上段には明治天皇より下賜された「銀孔雀」などが展示された。別院や地方真宗寺院からの法宝物は、白書院を除く書院の各部屋で展示された。展示は区割りされ、一区鴻之間東狭屋之間（二十件前後）、二区鴻之間東之間（六十六件）、三区同中之間（七十三件）、四区同西之間（五十一件）、五区雀之間（三十七件）、六区雁之間（四十四件）、七区菊之間（五十八件）、八区竹檜之間（一〇六件）の八区に分けられ、書院での出陳の件数は四八〇件に近い数値を数えた。⁽⁸⁾北は岩手県願教寺、茨城県大覚寺から木像等が出品され、南は宮崎県摂護寺からも親鸞聖人木像が出品されるなど、木像の

大きさはさておき、まだ十分に交通機関の発達していない頃、法宝物を自ら背負い荷車に安置し安全性を考慮しながら上京した、門徒の本願に帰依する信仰心の厚さを実感する。

また、特別拝観された飛雲閣では一階の柳之間、八景之間、憶昔亭に約九十点が展示され、特別縦覧券を持った者に対して「一文字茶碗」の複製品と茶菓子供され、その茶碗はそれぞれに下附された。特に飛雲閣の展示は、西本願寺に伝来する朝廷などから寄進された宝物を中心に展観された。その中には、招賢殿に展示の「津嶋絵腰屏風」もあった。

会期中には多くの来賓があった。明治二十三年四月十一日には山縣有明内閣総理大臣や滋賀県知事中井弘が拝観し、四月十八日には三条実美内大臣が神戸観艦式出席の後、菟覽会を観覧した記録がある。⁽¹⁰⁾

会期終了後の明治二十三年六月十日発行の『本山月報』第五号には、各日の拝観者と来賓が記された「菟覽会の日記」が報告されている。その報告によると、三十日間で総拝観者十三万六六七九人を数え、一日平均三六九四人と、書院の収容人数を大幅に超えた数値を示した。

(四) 目録の発行

明治二十三年の菟覽会開催に伴い、西本願寺から許可を得て出陳目録が刊行されている。『西六條本願寺菟覽会陳列目録』は、明治二十三年四月十八日印刷出版、発行編輯人として根岸秀道、印刷佐々木嘉之助が担当し、四錢で販売された。国立国会図書館関西館蔵の目録は三、四頁（第一区展示場所出陳品）が欠損しているが、三十四頁に及ぶ冊子で、西本願寺法宝物（白書院）と第一区、第八区（鴻之間や竹檜之間他）まで展示場所毎に約四八〇件を列記している。

また、もう一冊『本願寺菟覽会出品目録』は、明治二十三年四月十日印刷、四月二十一日出版、発行、編輯人として菱田幸次郎、印刷を点林堂山鹿福三郎が担当した。目録には鴻之間、白書院、飛雲閣に区別され、鴻之間三一八件、白書院二十三件、飛雲閣四十七件（柳之間四十三件、八景之間二件、御茶席二件）の総数四二三件を数えた。

さらに、木版一枚刷で「改正増補本派本願寺菟覽会一覧」が法蔵館（西村七平）より発行された。明治二十三年四月一日印刷、同月九日出版、そして十五日に増補出版された。一覧には総件数四一七件を数え、所蔵先を含めた出陳品が列挙されている。内容には、増補改訂を強調するか

のように「新蒐増列品之部」や「上宝物ノ部」の項目を設け、「釈迦太子七高僧並御代々御忌日」も付記された。

現状確認できる蒐覧会の出品目録は三種類に及び、出陳品の場所を示した目録や飛雲閣での出陳品を追加した目録、さらに携帯用に特化した細かい文字で全ての出陳品を一枚に納めた目録など、西本願寺から許可を受け印刷されたものであった。ただ、出陳総数や名称の統一性がなく、中には誤植も多いという指摘があった。そのため、発刊の差し留めが困難であったため、後日『本山付録』（未見）において正式な目録を列記することが示された。⁽¹¹⁾

(五) 法宝物点検願と鑑定証の付与

この蒐覧会でも、地方寺院や門徒に伝来する法宝物を点検し鑑定証を授与した。蒐覧会に出品するには「法宝物点検願手続」が必要であった⁽¹²⁾。既に点検証がある法宝物については鑑定証を添えて「甲号書式」（鑑定証裏印願）を提出、法宝物の点検を希望する者は縁由緒並びに裏書（讀文）を添えて「乙号書式」（法宝物点検願）を提出することを定めた。そして、「乙号書式」提出と共に鑑定証を希望する者は冥加金一円が必要であった。西本願寺に法宝物を持参し、書類を提出する期限は三月二十五日とされた。

蒐覧会の報告には、明治八年、九年に既に点検を受けた法宝物は四〇六点、今回新たに点検を受け鑑定証が授与された法宝物七七一点、点検証のみ下付された法宝物四〇六点にのぼった。そして、点検に及ばずに返却したものは二〇〇点にも及んだという⁽¹³⁾。なお、毎年の年初に挙行される「事務始めの式」において、宗主が昨年の総括を述べる中、明治二十四年一月六日、明如宗主東上不在のため代行で大洲鉄然執行長が「四月二蒐覧会ヲ開キ門末ノ法物ヲ蒐覧鑑査シ以テ法物保存ノ必要ヲ促シ」と示している。蒐覧会の開催が、法宝物を後世に伝え残そうとする意識を広める機縁となったことは事実であろう。また、布教活動の一環としての展示意義もあったのではないかと考えられる。

そして、この蒐覧会は明治八年の蒐覧会を踏襲しながら、周到な計画と綿密な内容で開催された。それは、全国から法宝物を集め見せる展示手法を画一したことであった。具体的には、西本願寺側にとって事務的な浪費のみで、全国に調査に赴かず法宝物を把握できリスト化できる。さらに冥加金としての収入も期待できるといったことである。明治八年の蒐覧会が江戸期からの「法宝物拝見」を一歩進めた発展型とすれば、明治二十三年の蒐覧会は多くの要素を取り入れた完成型と位置付けられる。

三 明治二十四年の蒐覧会

(一) 開催に向けての準備

明治二十四年三月五日、大洲鉄然執行長は明如宗主に、顕如宗主三〇〇回忌法要に伴い顕如宗主由緒の法宝物展の開催の伺いを開申した。これを受けて明如宗主は会期を二週間に限定し、さらに地方寺院の所蔵する法宝物を含め、顕如宗主由緒の法宝物も真贋が明確なものに限定し拝観を許可した。⁽¹⁴⁾ 会期は四月二十九日～五月十二日とされ、点検済か鑑定証かいずれかを有する法宝物に限り出品の許可が下され、両者を有さない法宝物に対しては、調査を行い展示の可否を決定する旨が示された。この展示会が既往から数え、第四回目の本願寺蒐覧会に相当する。法宝物蒐覧会の任命辞令は以下の通りである。

法宝物蒐覧会委員長

梅上澤融（四月二十二日付）

法宝物蒐覧会中兼内事局用係

朝日煙溪（庶務科注記）、志田延精（教学科注記）、河原達性（兼内局用係）（四月二十四日付）

法宝物蒐覧会委員

堅田廣吼（兼内事局注記）、服部來淨（兼内事局注記）（四月二十四日付）

法宝物蒐覧会審査員

今小路澤悟、水原慈音（四月二十八日付）

法宝物蒐覧会中兼内事局用係

松原深諦（四月二十八日付）

当日に向けて準備が進められる中、菟覽会委員の話し合いでまとまった計画案に執行の意見を朱書きし、宗主への伺いが四月二十七日に開申された。それによると、

- 一、本山の法宝物は鴻之間上段に陳列。
- 一、門末の法宝物は下段広間六列。
- 一、事務所を芙蓉之間に取設。
- 一、賽銭箱を便宜の所に配置。

として、朱書きは「午前十時開場式、午後より縦覧を許し度」と付記され認可に至った。^⑮

展示は第三回菟覽会とは規模を縮小し、書院鴻之間に限定され、下段は三区画に区分された。拝観料は無料で、宗主が言う賽銭箱の設置は募財獲得のための方策として理解できる。

(二) 出品された法宝物

『明教新誌』第二八八六号（明治二十四年五月六日）には会期早々に出品目録が掲載され、連載で次号（五月十日）にも掲示されたが、西本願寺の広報紙『本山月報』は遅れること第十六号（五月十五日）において西本願寺の法宝物のみ掲載した。なお、『本山月報』は会期終了後の明治二十四年六月十五日（第十七号）に総出品目録を最終的に報告した。この出品目録から、門末や個人から出陳された法宝物は第一区五十二件、第二区五十三件、第三区五十一件で、地方や個人の出品件数は一五七件を数え、甲冑、馬具、刀類は第三区に配置された。

会期一週間が過ぎた頃には、西本願寺が受理した門末等の法宝物は二六七点に上り、詳細は尊号六十七点、木仏画像二十八点、消息九十一點、書類三十五点、諸器具二十七点、刀剣武器十八点、梵鐘石山陣所蔵一点であった。会期中の展示替えも想定されるが、会期中の総出品件数は約二〇〇件前後を数え、拝観総数は二万六二九六人であった。

菟覽会初日の一般拝観は、午後一時～三時までであったが、初日ということもあり二五〇五人の拝観があった。その後三日間は二五〇〇人以上の拝観者をみて、五月三日の雨天により一一〇七人と減少し、以後は一五〇〇人前後となった。五月十日にはロシア皇太子ニコライ拝観のため、午後一時より拝観を中止、最終日の十三日は、午前中新門鏡如宗主が拝観し、正午で閉会した。

四 明治四十三年の菟覽会

(一) 法物菟覽会の開催

明治四十二年四月の明如宗主七回忌法要、五月の降誕会を無事終えた、六月十八日付の「甲教示番外」⁽¹⁶⁾において、親鸞聖人に由緒ある法宝物を一堂に会する展覧会「法物菟覽会」を、明治四十三年三月一日～四月三十日まで開催することが、第二十二世鏡如宗主の下で執行長大谷尊由、執行梅上尊融、大洲鉄也、朝倉明宣の連名において告示された。鏡如宗主は、明治四十二年九月二十四日より籌子夫人と約一年間の印度仏蹟参拝とヨーロッパの外遊にたつこととなり、その間の職務代理に大谷尊重(光明、淳浄院)⁽¹⁷⁾が委任された。そして、法物菟覽会事務所の開設と職制が施行された。その職員は以下の通りである。

法物菟覽会総裁

大谷尊重(光明、淳浄院)(明治四十二年六月十八日付)

法物菟覽会会長

藤枝澤通(同月十八日付)

法物菟覽会事務員

上原芳太郎、富樫尊昭、痴山義亮、湯川良之助、

原田了哲、弓波瑞明、鎌田正観、長谷川楚雲、

服部澄浄(同月十八日付)

伊藤祐覚（明治四十三年一月十日付）

桃園専心、寺田幸淳（明治四十三年二月九日付）

園香雲、佐々木了玄（明治四十三年二月十七日付）

松室成貞（明治四十三年三月九日付）

鎌田正観（明治四十三年一月十日解任）

法物蒐覧会書記

光澤即然、眞田竹圓（明治四十三年二月十七日付）

今回の蒐覧会は、明治四十四年に勤められる親鸞聖人六五〇回大遠忌法要の待ち受け記念事業の一環で開催されたもので、明治二十三年、二十四年の蒐覧会の形式を踏襲し、西本願寺所蔵の法宝物と門末寺院所蔵の親鸞聖人に關する法宝物を中心に蒐集して実施された。『龍谷週報』第四十七号（明治四十三年一月十五日）社説「法寶蒐覧会に就て」には、大遠忌法要の前年に実施することについて、「參拝者の混雑を避くる為めならんも、またこれによりて豫め宗祖大師の遺徳を瞻仰するの念慮を増上し、大御遠忌の勝縁に値遇する悦びをして、層一層深からしむる助縁として、恰好の施設と謂ふべき也」、「法物蒐覧会は即ち其好機を與へ、値遇し難き勝縁を設けて、以て無価の法悦を領たんとするもの、門末一般の喜びまたまさに知るべき」と記し、門信徒が大遠忌法要の機縁に対して蒐覧会が更なる相乗効果を生み出す勝縁であると説いている。

（二）陳列法宝物の手續と鑑定会

法物蒐覧会で展示される門末寺院所蔵の法宝物の展観許可が明治四十二年六月十八日の「甲達第三十二号」『本山録事』において下された。これを受け、同年十一月十一日の「甲達第四十九号」『本山録事』において出品要項「法物蒐覧会陳列出願手續」が告示された。

この要項によると出品できる法宝物は、

一、親鸞聖人の真筆、依用品

二、蓮如上人以前の歴代宗主法物中、親鸞聖人に関連する法宝物

三、聖徳太子に由緒ある法宝物

四、法然上人に由緒ある法宝物

五、その他親鸞聖人に縁故ある法宝物

とされた。そして、西本願寺が組織した鑑定委員会の許可をもって展示され、鑑定証の交付が行われた。法宝物の出願期限は明治四十二年十二月一日～明治四十三年一月三十一日までとされた。そして要項の第六条～第八条には事務所への法宝物差出方法、陳列にかかる費用、返却方法等が示された。差出、返却は基本持参で、どうしても無理な場合は托送、郵送でも可能ではあるが、そこで生じる破損等の事故は自己責任であった。出願者の差出等に伴う旅費及び滞在費は、すべて自己負担で、特に本山からの陳列依頼による場合は旅費、滞在費を一部補助するものであった。そして、陳列した所蔵者には記念品が下附された。

明治四十二年十二月一日より出願手続が開始され、『龍谷週報』第四十五号（明治四十三年一月一日）、同誌第四十七号（明治四十三年一月十五日）や『教海一瀾』第四六六号（明治四十三年一月一日）に出願開始記事が掲載された。そして、二月初めまでに五〇〇余点の出願数を数え、最終的に受理した法宝物の件数は一〇〇〇点近くに達し、手続や調査の処理能力をはるかに超えるものであった。なお、保管場所の一つとして境内の経蔵に安置し、日々五名の巡査が交代で監視した。

法宝物の出陳可否を審査する第一回鑑定会は、開催の半月前の二月十六日午前九時～十八日までの三日間、「奥書院」（蘭亭之間と次之間）と称された五柳之間の南に隣接した部屋を中心に鑑定会が行われた。そして、蒐覧会事務所は香房に設置された。

鑑定会のメンバーは明治四十二年十二月二十三日付で大谷尊由が法物蒐覧会鑑定委員長に、翌日には利井明朗、島地黙雷、小田尊順、赤松連城、堅田廣吼、蘭田宗恵、近松尊定、幡山教円、今小路覚尊の九名が委員に任命され職務に就いた。

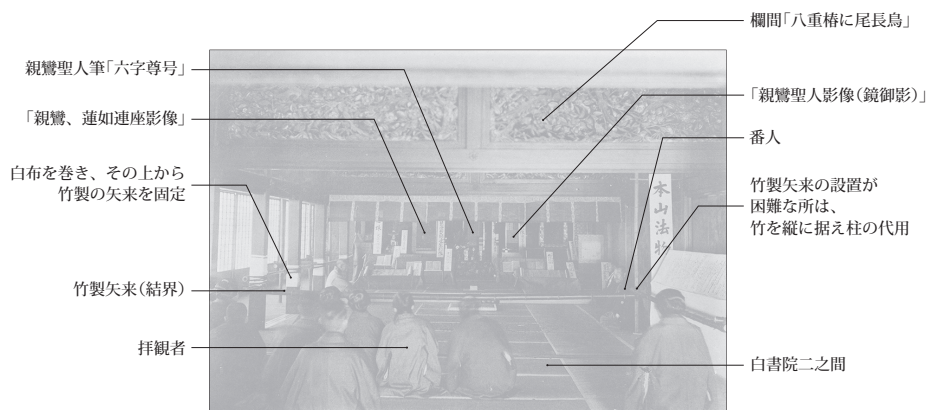
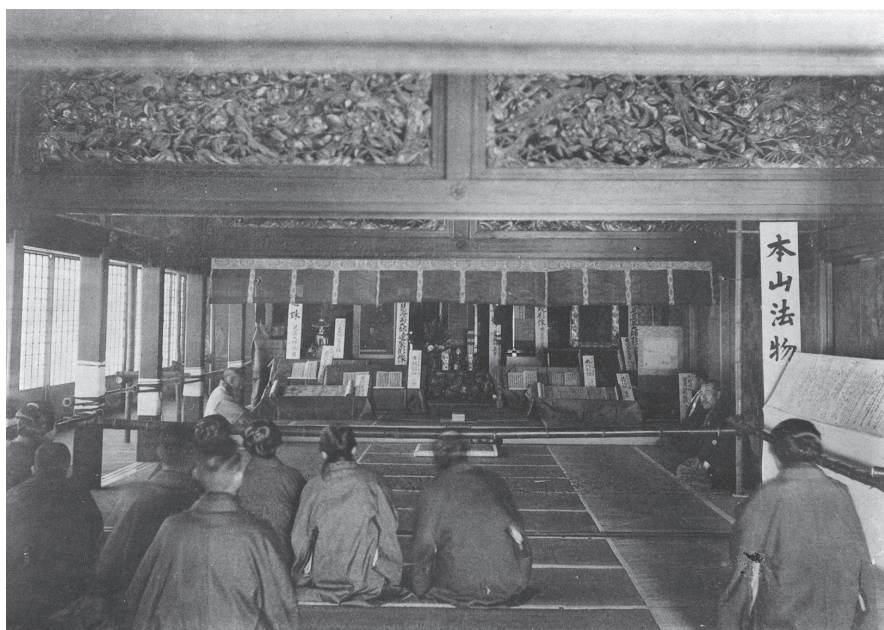
一〇〇〇点近い出願法宝物を、蒐覧会開催日の半月前に鑑査するといった大仕事は、おそらく流れ作業的なもので法宝物を熟覧することは到

底でできなかったと考えられる。そして、期間中の展示替えを考慮し、会期中も鑑定会が開かれ、展示替え後の次期出陳法宝物を決定していたことも容易に想像される。

(三) 蒐覧会の様子

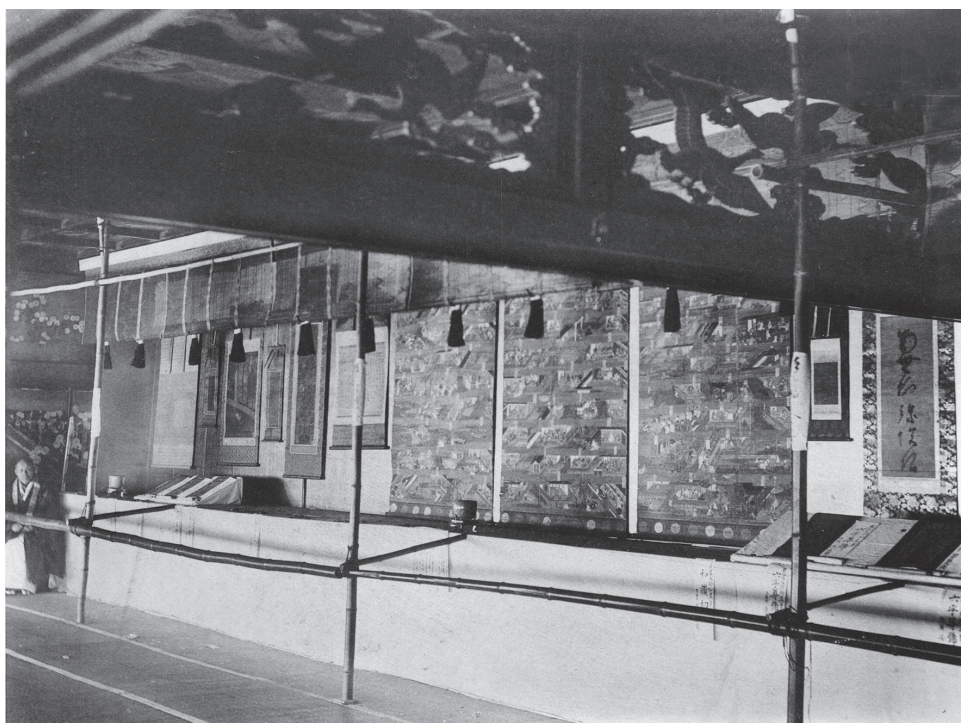
明治四十三年三月一日の法物蒐覧会の開催が近づく中、会場の設備もほぼ整い法宝物を陳列するのみのとなった。『龍谷週報』第五十三号（明治四十三年二月二十六日）には整いつつある設備の概要が記されている。西本願寺からの法宝物を展示する場所は白書院紫明之間（一之間）が利用され（図版4）、門末からの法宝物一〇〇〇点余は雁之間、菊之間、そして鴻之間下段、東狭屋之間があてられた（図版5・6）。各展示室で使用される展示台には白金巾が掛けられ、背景にも三巾（約一〇五cm）の白金巾の幕や新調した金屏風数十雙、翠簾が飾られた。そして、展示台の前には進入防止用の竹製矢来（結果）が巡らされた。防犯、警備対策として、会場の法宝物拝瞻所監督に堅田廣吼（三月二日付）、番人に殿南澤持、井上尊了（同日付）、ト半了啓、尾木原勝祐（三月八日付）、下間九鬼三郎（三月二十五日付）、中山尊観（三月二十八日付）を命じ、門末の法宝物の展示会場には守護係監督を堅田廣吼（三月八日付）、守護係に蒲原靈性、荻原善知、片岡順教、内田善倫、佐竹信榮、土井善謙、壺井善證（三月九日付）、風紀部より法物監視人取締に池永三章、田中省三郎（三月三日付）を命じ、昼夜巡回警備を行った。また、展示会場は、昼間においても薄暗く防犯の問題や拝観者の便宜を図り、第二回の展示替えより鴻之間上段に十六燭光（蠟燭十六個に相当する明るさ）の電灯四個が架設され、火災等の非常時に備えて長持などの要具を設置した。さらに展示される法宝物については、貴重な法宝物という認識のもとで当然慎重に取り扱われたよう、明治四十三年二月二十六日の「本山御出品の種目」（『龍谷週報』第五十三号）には「六十有餘日間陳列せるときは汚損又は乾潤の虞れなきに非ざれば」と記され、長期に及ぶ展示のため法宝物の保存状態に注意を払う姿勢が読み取れる。

西本願寺所蔵の法宝物の展示は、白書院にて二期（甲ノ組、乙ノ組）に分け展示された。甲ノ組は「鏡御影」をはじめ「教行信証」（六冊の内二冊）、「孝明天皇御宸筆報恩講私記」、「六字尊号」、「三経往生古版論註」、「見真大師伝絵」（上、覚如上人御真蹟淨質画）、「善導圓光見真三大師御影像」、「見真慧燈両大師連座御影像」（慧燈大師御銘）、「正信偈注」（慧燈大師御真蹟）が三月一日～四月四日まで、乙ノ組は「孝明天皇御宸筆嘆徳文」、「金泥十字尊号」、「安城御影」（但汚損ノ恐れアリ且拝観為シ難キヲ以テ慧燈大師御写ヲ以テ換付）、「教行信証」（六冊の内二



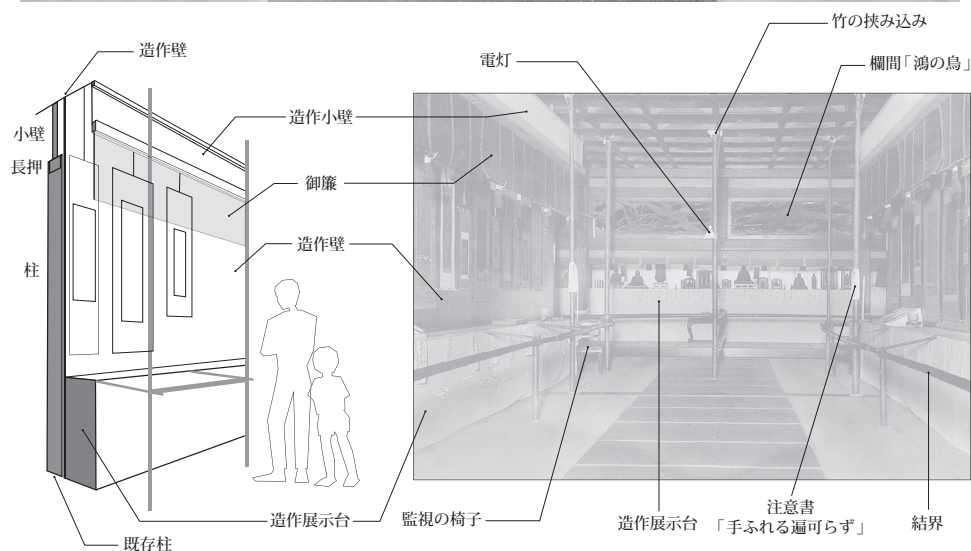
図版4 白書院紫明之間の様子（明治43年）

西本願寺所蔵の法宝物を展示した白書院紫明之間（一之間）である。拝観者は二之間より拝観し、竹製矢来の向こうには番人が監視にあたる。中央には親鸞聖人筆「六字尊号」、その両脇には「親鸞聖人影像（鏡御影）」、「親鸞、蓮如連座影像」が安置されている。その前面には、「教行信証」、親鸞加點「版本浄土論註」、親鸞筆「浄土三経往生文類」が並ぶ。柱には養生として白布がまかれ、紐で縛られた竹製矢来が結界として絶妙に造られ、柱を傷つけまいとする文化財に対する意識を感じる。冊子や巻物は白布で覆った傾斜台に立てかけ、視線を座った時の位置に保ち、見やすい工夫が取られている。出陳された法宝物から、展観の前期（甲ノ組）3月1日～4月3日に撮影されたものと考えられる。（『追遠帖』明治43年10月）



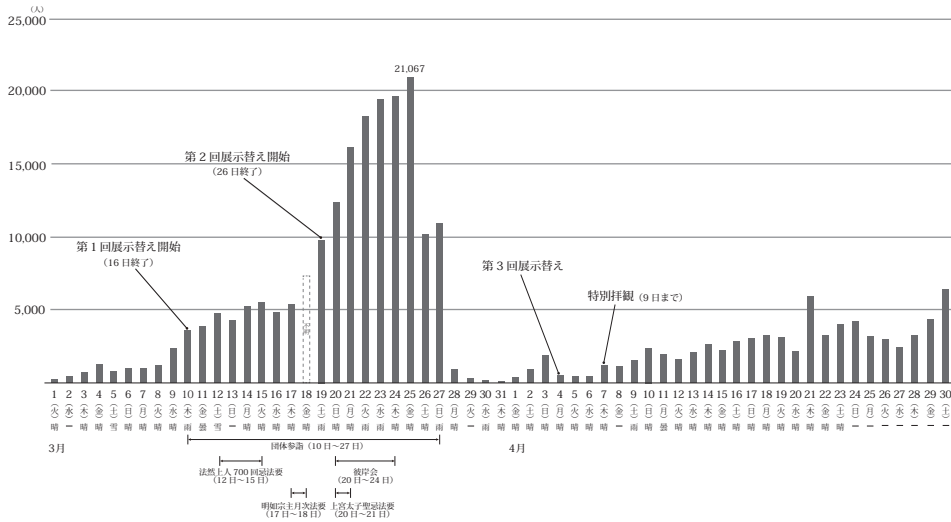
図版5 菊之間の様子（明治43年）

菊之間では門信徒から借用した法宝物を展示していた。会場は、既存の建築部材、障壁画に細心の注意を払い、絶妙な配置と工夫の凝らした展示造作が窺われる。竹を縦横に組み拝観者と展示空間とを区別して造り、天井からは御簾を垂らし荘厳な雰囲気と目隠し的な役割を果たしている。さらに、軸が吊られた壁面は、既存の襖（障壁画）を利用せず新たに壁を造作している。正面に見る絵伝は「法然上人絵伝」（備後国光照寺蔵）上中下三幅すべてが展示され、第1回目展示替え開始（3月10日）以降に展示された法宝物である。また展示台の前には法宝物の名称と所蔵先のキャプション、そして由来を示す解説文も見られる。画面左端には番人が監視する。拝観者が入れた賽銭が畳上に散乱している。賽銭の飛散防止や法物の保護を目的に、かすみ網が張られたのは第1回目の展示替え終了以降からと考えられる。（『追遠帖』明治43年10月）



図版6 鴻之間の様子（明治43年）

鴻之間では門信徒から借用した法宝物を展示し、上段には木仏、下段には軸、冊子を中心に陳列している。展示に伴う展示台、竹製矢来などの造作物は、既存の建築部材、障壁面に細心の注意を払い工夫が凝らされて設置されている。天井まで建てられた竹の先端は、竹の転倒を防ぐため、補助の竹片に沿わせ天井格子部分を挟み込む工夫が取られている。雁之間でも見られた御簾も荘厳な雰囲気醸し出し、目隠し的な役割を果たしている。さらに、軸が吊られた壁面は、既存の小壁（障壁画）を利用せず新たに壁を造作している。展示台の前には法宝物の名称と所蔵先のキャプション、そして由来を示す解説書も見られる。番人が監視するための椅子が設置されている。画面中央には電灯が吊られている。（『追遠帖』明治43年10月）



図版7 法物菟覧会の拝観者の推移

※天候は『明治43年京都 ある商家の若妻の日記』¹⁸による。日記が記されたのは現京都市東山区五条橋東2丁目（西本願寺から東約2km）

冊)、「唯信抄」、「改邪抄」、「見真大師伝絵」(下、覚如上人御真蹟浄賀画)、「御俗姓」、「十字尊号讃見真大師御影像」、「見真大師如信覚如両上人御影像」(覚如上人御銘)が四月五日~四月三十日まで公開された。その他、「圓光見真慧燈三大師遺骨塔」、「見真大師御依用念珠」、「見真大師箸鷹御詠歌御懷紙」(寂如上人御真筆)は通期で展示された。

『龍谷週報』第五十四号(明治四十三年三月五日)「法物菟覧会開設」には、開催日前日から夜半にかけて係員総がかりで、法宝物の陳列作業が行われた。そして展示点数は、一一〇点とも一二〇点とも言われ、一回の展示空間の容量をはるかに超え、会期中に大規模な三回の展示替えが実施された。初回の展示は展示総点数二一〇点(『龍谷週報』報告)とも二八〇点(『京都日出新聞』報告)とも記されている。

展示替えは、団体参詣の開始や特別拝観者の拝観を考慮に入れて行われた(図版7)。展示を報じた『中外日報』は第二九八一号の明治四十三年四月十六日三面「法物菟覧会を観る」において、「今回は怪しきもの一品もなく、所謂天下一品の法物のみ」と記している。

(四) 拝観者と展示評価

『龍谷週報』には「法物菟覧会」として、開催早々の明治四十三年三月五日発行の第五十四号~第六十二号まで九回の連載で、四十九点の主要な展示法宝物の解説を列記している。さらに、同誌には「法物菟覧会彙報」も連載され、

菟覽会の様子を詳細に伝えている。三月十七日までの総拝観者は四万七三三三人を数えた。その中でも福井の団体参詣者の法宝物拝観の姿勢は模範的なもので、「一々跪座合掌し念仏諸共拝礼」する様子は監視や他の拝観者も感銘を受け、自ら襟を正したという。⁽¹⁹⁾

法物菟覽会は四月三十日午後四時に六十一日間の会期を終えた。拝観総数は一般、団体拝観者合わせて約二十六万四〇〇〇人、特別拝観者七〇〇〇余名の総合計三十万人越えとなった。その後、各寺院への返却を終えた法物菟覽会事務所は、明治四十三年五月三十一日閉鎖され、残務処理は大遠忌準備事務所に引き継がれた。

今回の法物菟覽会は、この組織的な展開を取り入れ法然上人七〇〇回遠忌、明如宗主月次法要、上宮太子聖忌法要の法要期間中に合わせて開催された。そして、菟覽会の拝観者数は三十万人を越える数値となり、盛況の内に終わることができた。『龍谷週報』第六十二号巻頭の記事「法物菟覽会終了」には、「嗚呼、前後六旬に亘たる法物菟覽会は、実に善男善女の法悦に満たされたる楽園にして、希有の感観を極めたりし也是を蓋し宗祖大師大御遠忌の記念事業として。無比の美学たりしと共に、其成績また予想已上に達し得たるもの歟」と記し成功の一端を示した。さらに、明治四十四年一月四日の事務開始式において、鏡如宗主臨席のもとで執行長と執行名で、前年の各事業の梗概を上啓し「元祖高祖両大師二縁故アル法宝物ヲ蒐集シ拝観ヲ差許サレ全国ノ門葉大集団ヲ為シ子来雲集勝縁二値遇セシヲ慶喜セリ」と総括的にその認識を明らかにした。⁽²¹⁾

一方、展示配置や展示された法宝物に酷評を示した中外日報の記者は、開催早々に会場を訪れている。明治四十三年三月三日の同紙第二九四二号二面「西六菟覽会」に、西本願寺から出陳した法宝物を展示する白書院の陳列は「稍や叮嚀」として、番人も法衣を着用し頭が下がる思いを記しているのに対して、門末寺院の法宝物を陳列している鴻之間などは「拙にして宛然東本願寺の売立に異ならず」と記しており、無造作に雑然と陳列している状況が読み取れる。記者は執行長大谷尊由の言葉を引用し、「所謂見るものをして崇高の念を感せしめ以て宗教的観念を高めんと持論は陳列場にあらはれ居らず」と記している。また新聞記事「本派菟覽会を観る」⁽²²⁾には、真偽がはっきりしない法宝物も「伝」を冠して陳列場所を区別して展示しているようであるが、素人目にもはっきり分かるような偽資料も多く展示され「鑑定考証に訴ふる迄も無く、常識を有するもの、滑稽に堪えざる所」として「靈威どころか嘔吐の感を起さしむ、古上人に対して侮辱を與ふるものと謂ふべし」と記している。さらに、西本願寺と門末との法宝物の展示配置が全く異なり、法宝物の間隔を開け展示する展示空間が、より西本願寺の強い尊厳を保とうとする意志が現れ、門信徒や一般の拝観者が菟覽会の意図を理解せぬまま会場を去る状況が起きているという。この点は、門末の法宝物の展示件数

が展示空間の容量をはるかに越えており、展示以前から当然予想されたことと言える。あまりに多くの法宝物を門末から借用したため、変則的かつ過重な展示替えになったのである。良く言えば、多くの法宝物をより多くの門信徒や一般の拝観者に拝観してもらい、崇高の念を感じてもらいたいという思いが強く、それによって展示の意味を喪失させてしまったのではないだろうか。

また、会場にて記者が聞いた話を明治四十三年三月十七日の『中外日報』第二九五三三三三『西六団参見聞記』に綴っている。或翁が「これ程沢山にある彫刻物が悉く見真大師の自作ぢやと書いてあるが、此処に並べてあるものなればメッタに嘘もあるまいが、一代の内に是程沢山な彫刻を遣ると云ふことは、彫刻屋が商売でも容易な事業ではない。世界的大宗派を作らる、傍らに、これだけの手蹟を残されたい云ふのは大疑問ぢや」という。開催後の展示評価に対して的を得た話でもある。その反面、西本願寺側の強い思いが伝わったような、ありがたい法宝物の数々に対して、念仏を称える回向が絶え間なく響く様子を記した「南無阿弥陀仏」の記事もある²³。七条停車場に着く車窓から西本願寺の薨の位置を示されると南無阿弥陀仏、京都の土を踏んで土を離れるまで唱える念仏は計り知れない。その状況を知り、「熱のある南無阿弥陀仏」を聞きたく当新聞記者は三月十八日昼頃に西本願寺を訪ね蒐覧会を観覧した。会場に入ると線香の香りが強くなり、案内人が「これが御祖師様の御筆、これが何上人の御筆」と説明すると涙をこぼして南無阿弥陀仏と唱え、何を言われても南無阿弥陀仏と連唱する光景に記者は興味を抱いた。そして、記者は鼻に香、耳に名号の絶える間もなく会場を後にしたという。

(五) 写真帖と目録の刊行

法物蒐覧会関連の冊子として写真帖『追遠帖』が、会期中の明治四十三年三月十二日に刊行された。この写真帖は非売品として編集兼発行者…本派本願寺執行所、右代表者…後藤環爾、印刷者…嶋田富之助、印刷所…図画館で仕上げられた。冊子の表紙には笈と竹杖、笠の絵があらわれ、西本願寺所蔵と門末所蔵の法宝物、そして西本願寺関連の諸施設の写真(厚紙)とその解説(薄紙)で構成され、二十三葉の写真図版は、コロタイプ版である。

掲載された写真には、明治四十二年三月一日発行の『本願寺写真帖』よりの再版刷や大修復を終えた飛雲閣全景写真も含まれ、さらに陳列のために門末から預かった「見真大師御真筆聖徳太子和讃四首」(和泉貝塚願泉寺蔵)、「元祖大師御絵伝」(備後国光照寺蔵)、「祖師御持用の袈裟



図版 8 『菟覽会陳列法寶物目録』（明治43年10月2日発行）

及び念珠」（京都市金宝寺蔵）、「念仏停止の制札」（三河国本宗寺蔵）、「日本三體聖德太子御自作木像」（飛騨国常蓮寺蔵）の法寶物も含まれている。そのため、法寶物を預かり陳列するまでの約二ヵ月間、鑑定会などの菟覽会準備で多忙な中で撮影、冊子レイアウトが進められたことが想像される。

一方で団体参詣の記念品の中にも、藤島了穩『法物菟覽会の栞』（十萬部）や『参拝記念法物帖』が印刷され、執行所内の庶務部において配布された。²⁴『参拝記念法物帖』は、展示拝観の記念として、また郷里への土産品の意味もあり、『追遠帖』の簡易縮刷版として配布されたものと考えられる。

さて、法物菟覽会が閉幕して五ヵ月後の明治四十三年十月に、法物菟覽会の総括として、後世に伝え残す意味を含め、『菟覽会陳列法寶物目録』（十月二日発行、図版8）と『追遠帖』（十月三十一日発行）が刊行された。折しも十月は鏡如宗主が約一年ぶりに外遊から帰山した月（十月六日）でもあり、刊行が宗主への報告を兼ねていたと考えられる。

『菟覽会陳列法寶物目録』は奥付に編纂者…伊藤祐覚、印刷者…嶋田富之助、印刷所…図画館と記され、西本願寺と門末の出陳リスト（片面刷八十頁）と写真図版として主要な法寶物類、会場風景が掲載されている。表紙は黄色表紙に下がり藤紋五点（橙色三点、白色二点）を山型に配列した体裁で、題箋として中央に絹本貼付で「明治四十三年菟覽会陳列法寶物目録」と記されている。一方、『追遠帖』の方は『菟覽会陳列法寶物目録』の出陳リストを除いた部分で構成されている。そして、両冊子の巻頭には、菟覽会総裁の大谷尊重筆の「開法蔵」が記されている。「開法蔵」とは『仏説無量寿経』の「重誓偈」の一節から引用された言葉で、人々のために仏法の蔵を開くという解釈であろうか。『追遠帖』は編纂者…大八木大行、印刷者…嶋田富之助、印刷所…図画館である。表紙は『菟覽会陳列法寶物目録』と同じデザインで、下り藤紋五点の色調（茶色三点、青色二点）のみ異なり、中央に「追遠帖」と記された題箋（絹本貼付）がある。両冊子で使用された図版は、すでに法物菟覽会の会期中の速報記事『龍谷週報』第五十八号挿

図と同じ構図である。また展示会場風景の「紫明之間上段陳列の本山法物拝観の光景」一葉は会期終了直後に発行された『教海一瀾』第四七〇号に掲載されている。両冊子は、表紙と題箋を入れ替えるのみで、新たに版面を製作せず、必要な頁を差し込むのみで仕上げられるという費用的にも時間的にも、さらに配布用途に応じた効果的な体裁であると考えられる。

五 京都博覧会と蒐覧会

日本で初めて「博覧会」と称する展覧会が明治四年（一八七二）十月、西本願寺書院で開催された⁽²⁵⁾。主催したのは京都の豪商人、三井八郎右衛門（高福）、小野善助（包賢）、熊谷久右衛門（直孝）の三人であった。会期は十月十日～十一月十一日までの三十三日間であった。そして、明治五年にも西本願寺、知恩院、建仁寺の三会場で京都博覧会（第一回京都博覧会）が開催（三月十日～五月三十日）された。さらに明治五年六月から明治六年、七年と、同じ西本願寺を会場として、京都博覧会の関連展示として「永久博覧会」が毎月一と六の付く日に限定的に開催された。この展示は、「物産興隆風俗進歩」を促し「益人智開明土地繁昌」に繋がることを目的とした。この「永久博覧会」は「博覧館」（常設博覧会）と称して、一先ず西本願寺書院を借用して「仮博覧館」として開設するものであった。今で言う博物館の常設展示の原型として理解できる。

明治元年三月に神仏分離令の布告によって仏教関係の建物が被害を受け、さらに廃仏毀釈によって仏像や寺の法宝物類、図書類などが破棄され、古物商に渡ってしまう事態も少なくなかった。さらに追い打ちをかけて「社寺領上知令」が布告され、境内を除くすべての社寺領が国有化となり、大半の社寺は経済的基盤を奪われ、僧侶が廃寺を願出、還俗してしまう例もあった。これによって、わが国における古文化財は保存上憂慮すべき危機の状況に陥っていた。そこで、太政官は本邦初の文化財保護法である「古器旧物保存方」を明治四年五月に布告する。この「古器旧物保存方」に関連して、当時文部省博物局の蜷川式胤や内田正雄、町田久成（博物局長、後の東京帝室博物館初代館長）、高橋由一（油絵師）、横山松三郎（写真師）らと、伊勢、名古屋、奈良、京都の古社寺や華族の宝物を調査し、さらに正倉院の調査（壬申検査）も行った。その調査の中で、蜷川らは西本願寺の永久博覧会の見学と当該所蔵の法宝物を調査している⁽²⁶⁾。

明治五年八月一日、蜷川、町田、内田は永久博覧会を巡覧し飛雲閣に立ち寄る。さらに九月十六日の開催日にも再来（同明治五年九月十六日

条)する。この度重なる視察は、蜷川らが社寺や正倉院の宝物類の調査と共に、常設の博物館構想(『集古館』の建設)も念頭に置いた訪問であつたと推測される。このようなことを考えれば、京都博覧会の延長で西本願寺において開設された永久博覧会は、一時的なイベントに終わらず、恒久的な博物館への道を歩み始める最初の一步であつたと考えられる。なお、『京都国立博物館六十年史』によると、第一回京都博覧会の三年後の明治八年四月に京都御所の旧米倉を借用して府営の常設博物館が開館(明治九年に「京都博物館」と称する)している。そして現在の京都国立博物館の前身である帝国京都博物館が明治三十年五月に開館する。

西本願寺を会場とした京都博覧会、永久博覧会(常設博覧会)は明治七年八月十六日に終了した。一般の観覧者はもちろんのことであるが、西本願寺の僧侶らは法要以外で境内に今までに見たこともないような人の多さを実感した。そして、展示会場では展示品を見て感動する人たちを目の当たりにしたと思われる。この経験が次の西本願寺蒐覧会に繋がり、江戸時代から行われてきた「御法宝物拝見」を発展させたと考えられる。

おわりに

明治維新に伴う廃仏毀釈の風潮の中で、日本の仏像や絵画等が破壊され、海外に流出するという文化財の危機を防ぐ目的で、明治四年「古器旧物保存方」が太政官から布告された。この布告を受けて、寺院は文化財の詳細な目録の作成、提出が求められ、国は近畿地方に文部省の職員を派遣して、社寺や華族の所蔵する古器旧物の調査(壬申検査)にあたらせた。そして、明治五年九月に文部省博物館の蜷川式胤らが、初めて西本願寺を訪れ京都博覧会の永久博覧会の現状視察と共に、西本願寺の法宝物調査を初めて調査した。その後、国は神社並びに寺院の所蔵の宝物古巻物などの目録を取りまとめ提出する指示を下し、明治二十一年まで全国的な法宝物調査が実施される。

このような状況の中で、西本願寺は、今まで伝え護られてきた法宝物の歴史的な重要性を認識したのではないかと考える。上原芳太郎が『樸
惣餘芳』や『明如上人伝』で記しているように、明如宗主は代々西本願寺に残されてきた文書記録の調査に留意し、目録作成や保管を徹底し、
法宝物の整理を命じ宝庫(土蔵)の管理も厳重にしたという。さらに、明治二十三年の西本願寺蒐覧会を終えた翌年一月の事務初式に際して、
宗主の代弁として執行長大洲鉄然は「四月二蒐覧会を開き門末ノ法物ヲ蒐集鑑査シ以テ法物保存ノ必要ヲ促シ」と述べたとおり、法宝物の重要

性を認識し後世に伝え残そうとする思いが感じ取れる。

これら一連の国からの法宝物調査は、法宝物の散逸を防ぐ目的から実施され、各寺院が所蔵する法宝物の全体把握とその目録作成に重点が置かれたものと理解される。西本願寺も国からの要請により詳細な目録作成が行われたが、地方に散在する法宝物の把握は容易ではなく、一つの策として蒐覧会を実施し全国の法宝物を集め、そのリスト化を試みたと考えられる。ここに国の法宝物調査と蒐覧会は密接に関連したものと考えられる。

そして、日本で初めて博覧会と称する展覧会が西本願寺で行われたが、西本願寺を会場とする京都博覧会が終了する明治七年八月十六日の翌年四月に西本願寺が蒐覧会と称して独自の手法と全国的な規模で展覧会が実施される。西本願寺側は、明治維新以後、他国の文化の流入によって真宗への信仰の危機感をつのらせていた。京都博覧会で展示手法や入館者の状況を認識し、み教え伝える伝道活動に活かし、蒐覧会の開催に至ったものと考えられる。そして、その効果は、入館者数、出陳希望件数にも反映され、全国の寺院や門徒にも信仰の再認識を抱かせた。

また、展示においても既存の文化財を損傷させないような展示造作の工夫、拝観する観覧者に対する法宝物の配置へのこだわり等、西本願寺の法宝物、文化財に対する意識の強さを感じる。

今後、さらに地方寺院等の悉皆調査を進めながら、さらなる論考の進展に邁進したいと思っている。

最後になったが、この拙論を作成するにあたり、以下の方々には数々のご指導、ご鞭撻、文献の閲覧・複写でお世話になった。末筆ながら記して謝意を表したい。

市川良文 大原実代子 岡田至弘 岡村喜史 左右田昌幸 潮留哲真 大喜直彦 中山英磨 中路孝信 野村伸夫 藤枝聖 堀恵雄

安川由美子 山本洋一

教行寺(兵庫) 専応寺(京都) 法光寺(京都) 陽願寺(福井) 蓮照寺(富山)

大谷大学図書館 国立国会図書館関西館 京都府立京都学・歴史館 神戸市立中央図書館 佛教大学図書館 本願寺史料研究所

龍谷大学図書館

なお、本論の資料調査研究には、一部本願寺派教学助成財団の助成を受けた。

註

- (1) 東京文化財研究所編『明治期府県博覧会出品目録 明治四年～九年』二〇〇四年 中央公論美術出版
- (2) 本願寺史料研究所編『本願寺史』第三卷 浄土真宗本願寺派宗務所 一九六九年
本願寺史料研究所編『増補改訂 本願寺史』第三卷 本願寺出版社 二〇一九年
- (3) 柱本瑞俊編『明如上人日記抄』一九二七年 本願寺室内部
明如上人伝記編纂所編『明如上人伝』一九二七年 明如上人二十
五回忌臨時法要事務所
- (4) 柱本瑞俊編『明如上人日記抄』一九二七年 本願寺室内部
- (5) 『第三十三卷 官規七 賞典恩典五』『太政類典』第二編 一八七
一年
- (6) 『大谷本願寺通紀』卷三
- (7) 『乙達番外』『本山月報』第一号 一八九〇年一月二十五日
- (8) 『西六條本願寺蒐覧会陳列目録』一八九〇年 国立国会図書館関
西館蔵
- (9) 菱田幸次郎編『本願寺蒐覧会出品目録』一八九〇年 普及会 国
立国会図書館関西館蔵
- (10) 柱本瑞俊編『明如上人日記抄』一九二七年 本願寺室内部
- (11) 柱本瑞俊編『明如上人日記抄』一九二七年 本願寺室内部
- (12) 『本山月報』第二号乙達第二号 一八九〇年二月十日
- (13) 『本山月報』第五号 一八九〇年四月二十七日
- (14) 柱本瑞俊編『明如上人日記抄』一九二七年 本願寺室内部
柱本瑞俊編『明如上人日記抄』一九二七年 本願寺室内部
- (15) 『本山録事』一九〇九年六月十九日
- (16) 『甲達第四十号』『本山録事』一九〇九年九月二十五日
- (17) 中野卓編『明治四十三年京都 ある商家の若妻の日記』一九八一
年 新曜社
- (18) 『参拝事務本部彙報』『龍谷週報』第五十七号 一九一〇年
- (19) 『甲教示番外』『本山録事』一九一〇年六月四日
- (20) 『本山録事』一九一一年一月十五日
- (21) 『中外日報』一九一〇年三月六日
- (22) 『京都日出新聞』第八一八四号 一九一〇年三月十九日七面
- (23) 『龍谷週報』第五十五号、第五十六号 一九一〇年
- (24) 京都博覧協会編『京都博覧会沿革誌』一九〇三年 京都博覧協会
京都博覧協会編『京都博覧協会五十年記要』一九二〇年 京都博
覧協会
- (25) 蜷川式胤『奈良之筋道』式 一八七二年八月一日条
- (26) 『本山月報』第十二号 一八九一年一月十五日
- (27)